

平成18年度入学者に係る上限設定について各学部ごとに  
定めることが必要となる事項

1. 平成18年度1年次入学者に係る履修登録上限設定単位数は、次表のとおりとする。

学 部 学 期	文学部	教育学部	法学部	経済学部	理学部	医学部	
						医学科	保健学科
1 学期	2 1	2 1	2 2	2 1	2 3	2 4	2 3
2 学期	2 1	2 1	2 2	2 1	2 3	2 2	2 3

学 部 学 期	歯学部	薬学部	工学部	農学部	獣医学部	水産学部
			全 系			
1 学期	2 1	2 4	2 3	2 1	2 3	2 3
2 学期	2 1	2 4	2 3	2 1	2 3	2 3

\* 学部で定めている単位数を超えての履修登録はできない。

2. 履修登録上限設定単位数に「含まれる科目」及び「含まれない科目」は、下記のとおりとする。

**1) 履修登録上限設定単位数に「含まれる科目」**

1年次の通常の授業期間に開講される科目（教養科目，基礎科目，日本語科目及び日本事情に関する科目，専門科目，教職科目，国際交流科目）のうち，各学部において卒業に必要な単位に算入できるすべての科目（他学部履修，再履修の科目を含む）  
本学在学中に他大学において履修する科目

**2) 履修登録上限設定単位数に「含まれない科目」**

教員免許状や各種資格を得るための履修等で，卒業に必要な単位に算入できない科目  
通常の授業期間以外の時期に開講される集中講義等の科目  
本学あるいは本学以外の大学等（短期大学，高等専門学校を含む。）において，本学入学（編入学を含む。）以前に修得し，各学部において既修得単位として認定した科目  
本学在学中に留学先の大学等で修得し，各学部において認定した科目

3. 履修登録上限設定単位数に含めないで登録できる単位数の範囲は，次のとおりとする。

認められる単位数

- ・ 特例措置：4単位まで（毎年度見直し）

- ・ 再履修科目：4単位まで（平成19年度までの暫定措置）
- ・ 教職科目：単位数制限なし（ただし、卒業要件に算入できない教職科目のみとする）
- ・ 集中講義：単位数制限なし

上記の「特例措置」とは、平成18年度の1年次2学期においては、1学期の「GPA算入単位数が10単位を超えた者」でかつ「GPA2.30以上の者」に対して、特例として上限設定単位数を超えて4単位まで登録できる制度。

4．その他に、所定の期間内に本人の申し出により、上記で登録した科目と入れ替えることができるように、「予備科目」として4単位まで登録が認められること。

5．平成18年度に1年次に入学した者から適用されるものであること。

\* 本紙に記載されている内容については、教育改革室（平成18年2月21日）及び教務委員会（平成18年3月9日）において審議いただき、全学部統一の考えで運用することが了承されております。